

## 第34回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成24年11月8日（木）9:59～12:07

2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室

### 3 出席者

（部 会 長）津谷典子

（委 員）廣松毅、白波瀬佐和子

（専 門 委 員）中村隆、宮川めぐみ

（審議協力者）財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、東京都  
（福祉保健局）、神奈川県（保健福祉局）

（調査実施者）厚生労働省：上田人口動態・保健社会統計課世帯統計室長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：空閑調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか

4 議 題 国民生活基礎調査の変更について

### 5 議事録

**津谷部会長** おはようございます。それでは、そろそろ定刻となりましたので、ただ今から第34回人口・社会統計部会を開催いたしたいと思えます。

私は統計委員会委員で、この部会の部会長を務めさせていただきます、慶應義塾大学の津谷典子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、ご多忙の中、御出席いただきありがとうございます。今回の審議案件は去る10月26日の第58回統計委員会において、総務大臣より諮問された「国民生活基礎調査の変更について」でございます。

今回審議をお願いいたします委員及び専門委員については、お手元に資料4-1として名簿をお配りしておりますが、名簿の順に、今回は本諮問の第1回目の会合でもございませうことから、一言自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、廣松委員から順に白波瀬委員、中村専門委員、宮川専門委員でお願いいたします。

**廣松委員** 情報セキュリティ大学院大学の廣松と申します。よろしくお願ひいたします。

**白波瀬委員** 東京大学の白波瀬と申します。よろしくお願ひいたします。

**中村専門委員** 情報・システム研究機構統計数理研究所の中村と申します。よろしくお願ひいたします。

**宮川専門委員** 虎の門病院の内科をしております宮川でございます。よろしくお願いいたします。

**津谷部会長** なお、辻専門委員は本日所用により御欠席でございます。

また、審議協力者として関係府省、地方公共団体からも御参加いただいておりますので、座席順に一言自己紹介をお願いいたします。

それでは、財務省からお願いいたします。

**財務省** 財務省大臣官房の山川と申します。よろしくお願いいたします。

**文部科学省** 文部科学省生涯学習政策局調査課の土山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**農林水産省** 農林水産省統計部の島内と申します。よろしくお願いいたします。

**経済産業省** 経済産業省調査統計グループの鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

**東京都** 東京都福祉保健局情報化推進担当課長の松原と申します。よろしくお願いいたします。

**神奈川県** 神奈川県保健福祉局経理課の砂川と申します。よろしくお願いいたします。

**津谷部会長** 続いて、事務局、調査実施者からも自己紹介をお願いいたします。

まず、統計委員会担当室からお願いいたします。

**空閑調査官** 内閣府統計委員会担当室の空閑と申します。よろしくお願いいたします。

**金子調査官** 総務省政策統括官室の金子と申します。よろしくお願いいたします。

**佐藤副統計審査官** 佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

**大森主査** 大森と申します。よろしくお願いいたします。

**關課長補佐** 厚生労働省世帯統計室の關と申します。よろしくお願いいたします。

**飯島室長補佐** 厚生労働省世帯統計室の飯島と申します。よろしくお願いいたします。

**上田室長** 同じく上田でございます。よろしくお願いいたします。

**坂本室長補佐** 同じく坂本です。よろしくお願いいたします。

**岩崎室長補佐** 同じく岩崎です。よろしくお願いいたします。

**津谷部会長** ありがとうございます。

それから、部会長不在時に部会長の職務を代行する部会長代理には、従来から廣松委員にお願いしておりますので、御承知おきいただければと思います。

では、最初に部会審議の方法について皆様の御了解を得ておきたいと思います。

御承知かと思いますが、統計法では基幹統計調査の計画を承認する際の基準が定められております。そこで、総務省統計審査官室がその基準に則して事前審査をした結果が、資料3-1の審査メモとして本部会に示されております。

また、今回この審査メモでは国民生活基礎調査の前回答申、これは平成22年1月答申において示された今後の課題や「公的統計の整備に関する基本的な計画」、基本計画と呼ん

でおりますが、それにおいて指摘されている課題への対応状況について事前審査した結果なども整理しております。

については、部会の審議は基本的にこの審査メモに沿って進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入る前に本日の配布資料や今後のスケジュールなどについて、総務省の金子調査官に御説明をお願いいたします。

**金子総務省政策統括官付調査官** それでは、資料の御説明をいたします。

お手元の議事次第を御覧いただければと思います。議事次第の「4」のところで配布資料といたしまして、資料1から資料4まで4種類の資料が記載されているかと思えます。

最初の資料1の統計委員会諮問資料、これは去る10月26日の統計委員会に諮問を行った際の資料一式でございまして、諮問文、諮問の概要、国民生活基礎調査の概要といった資料で構成されております。

資料2の承認申請書類、これは基幹統計調査の変更についてということで、厚生労働省から私どもに提出されました申請書類一式でございまして。

資料3は今、部会長からも御紹介がございましたが、部会審議に使用する各種資料として、私どもが作成した審査メモ、国民生活基礎調査に関する統計委員会の前回答申、また、基本計画における課題、それに対する厚生労働省の対応状況でございまして。

最後の資料4はその他ということで、本部会の構成員名簿や今後の審議予定に関する資料でございまして。

もし不足等がございましたら、御確認の上、事務局までお申し出いただければと思います。

続きまして、今後の審議のスケジュールについて御説明をいたします。

審議のスケジュールにつきましては、資料4-2という1枚紙を御覧いただければと思いますが、私どもといたしましては今回の国民生活基礎調査につきまして、来年1月の統計委員会で答申を頂きたいと考えているところでございまして。そのため、本日を含めまして4回の部会審議をお願いしたいと考えております。

まず、審議に当たりましては一定の事項ごとに、最初に私どものほうから審査メモの内容や論点について御説明をいたしまして、その後、厚生労働省から補足の説明をしていただきます。それを受けて皆様に御審議をいただきたいと考えております。

審議の順番につきましては、本日は辻専門委員が御欠席ということもございまして、世帯票や健康票などの調査事項の変更に係る審議につきましては、次回の第2回目の部会で行うこととさせていただきます。本日の第1回目の部会では、国民生活基礎調査に係る統計委員会の前回答申において示された今後の課題及び基本計画において指摘されている課題への対応状況についての御審議をお願いすることを予定しております。

11月22日に開催する第2回目の部会におきましては、先ほど申し上げましたとおり順次個別の調査事項の変更などの論点について御審議をいただきたいと思っております。

また、この審議に当たりましては先日の統計委員会への諮問の際に、樋口統計委員会委員長から、前回答申等における課題の対応状況についてはしっかり審議するようという御発言がございましたので、第3回目の12月10日の部会におきまして、改めてその課題への対応状況について、もう一度御審議をしていただくことを考えております。

3回目の部会におきましては、それまで部会審議で幾つか宿題が出されているようなことであれば、その整理も併せて行いたいと考えております。

これらの3回の部会によりまして、おおむね審議を終えたいと考えております。3回目の部会が終了した後、4回目の部会までの間に部会長の御指示に基づきまして答申の骨子案を作成いたしまして、委員、専門委員の皆様に電子メールでお送りさせていただきますので、そこで御意見を頂きたいと考えております。頂きました御意見を踏まえまして答申案を作成いたしまして、再度委員、専門委員の皆様に御覧いただいた上で、来年1月10日の第4回目の部会において、答申案についての最終的な審議と取りまとめをお願いしたいと考えております。

もしスケジュールの関係などによりまして日程がタイトな場合は、骨子案を作成せずに直接答申案を作成する場合がございますので、あらかじめお含みおきいただければと思います。

以上4回の部会審議を経た上で、1月25日に開催予定の統計委員会において答申を頂く予定としております。よろしく願いいたします。

説明は以上です。

**津谷部会長** ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。まず総務省統計審査官室から、国民生活基礎調査についての諮問の概要について御説明いただき、引き続いて調査実施者である厚生労働省から補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

では、諮問の概要につきまして、総務省の金子調査官に御説明をお願いいたします。

**金子総務省政策統括官付調査官** それでは、御説明させていただきます。お手元の資料の中で資料1-3「国民生活基礎調査の概要」を御覧いただければと思います。

国民生活基礎調査につきましては、昭和61年度を初年度といたしまして、旧統計法下の指定統計調査として開始されたものでございまして、現行の統計法下では基幹統計調査に位置付けられているものでございます。この調査自体は毎年実施されておりますが、3年ごとに大規模調査ということで、世帯、健康、介護、所得、貯蓄という様々な面の状況を幅広く調査しております。また、その中間年には世帯と所得の状況だけを調査する簡易調査が行われております。

今回諮問の対象となります平成25年に実施予定の調査は、第10回目の大規模調査に当たります。

調査の目的といたしましては、資料1-3の最初の「○」に記載しておりますけれども、厚生労働省が国民の保健、医療、福祉、年金、所得等といった基礎的な事項を把握いたし

まして、少子高齢化への対応あるいは社会保障といったような厚生労働行政に関する施策の企画立案に必要な基礎資料を得るということでございます。調査は全国から抽出した世帯及び世帯員を対象に実施されております。調査結果につきましては資料1-3の一番下の方に利活用状況を簡単に書いてございますけれども、健康増進・疾病対策、少子・高齢化対策、年金保険制度、介護保険制度等といった行政施策の検討を行う際の基礎資料として活用されているということでもあります。

今回の諮問の趣旨でございますけれども、一つお戻りいただきまして資料1-2「諮問の概要」という資料を御覧いただければと思います。1ページ目の下の方に諮問の趣旨を記載しておりますが、国が健康増進法という法律に基づきまして、平成24年に国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針、通称「健康日本21」と言われているものでございますけれども、これを策定いたしまして、この中で国民の健康増進に関する目標、例えば主要な生活習慣病患者数の減少とか、生活習慣病関連指標の改善といったことでございますが、こうした目標を達成するための各種の取組を行っているところでございます。

こうしたことなどを踏まえまして、今回厚生労働省では国民の健康状態、生活習慣等の実態を的確に把握するため、調査事項の変更を行いたいとしておりまして、その適否等について御審議いただきたいというのが今回の諮問の趣旨でございます。

変更等の詳細につきましては、後ほど厚生労働省から詳しく御説明があらうかと思いません。

また、今回御審議をお願いしたい事項といたしましては、今、申し上げました調査事項等の変更の適否のほかに、本調査につきましては平成22年に実施されました前回の大規模調査につきまして、統計委員会の答申の中で課題が付されております。また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」、一般的に基本計画と言っておりますけれども、この中でも課題が指摘されているところでございます。

これらの課題の対応状況の適否についても御審議いただきたいと考えております。

課題の具体的な内容につきましては、前回の大規模調査に係る答申によるものについては資料3-4という前回調査の答申を付けておりますけれども、この中の5ページ目の「3今後の課題」に記載されているところであります。

まず一つ目が、平成22年国勢調査と本調査との比較も含めた調査票回収率の向上策の効果の検証。

二つ目が、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する検討。

三つ目が、これらの検証検討結果を踏まえた調査方法等の見直しの検討といったものがあります。

また、基本計画による課題につきましては資料3-6で記載しておりますけれども、国民生活基礎調査の調査票は5種類ございますが、この中で所得票と貯蓄票という2種類の調査票につきまして、標本規模の拡大を検討するというところでございます。

諮問の概要等の御説明は以上であります。

津谷部会長 ありがとうございます。

続いて、厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課の上田世帯統計室長から、補足説明がありましたらお願いいたします。

上田厚生労働省人口動態・保健社会統計課世帯統計室長 では、若干の補足説明をさせていただきます。

国民生活基礎調査の特性といたしましては、まず調査対象の抽出方法としては集落抽出という方法をとっております。これは他の調査とは若干違うところでございますけれども、国勢調査区を何地区か選び出して、そこに含まれる世帯を悉皆調査するというところでございます。また、世帯属性を包括的に捉えようとする調査でございまして、大規模年では五つの調査票をそれぞれ世帯に配布して調査をしています。ある世帯には世帯票と健康票だけ、ある世帯には世帯票、健康票、介護票、ある世帯には世帯票、健康票、所得票、貯蓄票というように配分をして調査しております。

また、厚生労働省の実施する多くの世帯調査がそうでございますように、保健所と福祉事務所の事務として自治体に実施をしていただいている調査でございまして、例えば総務省のように自治体の統計主管課を経由するものではございません。調査員調査でございまして、調査員の確保については都道府県の担当者の方々に大変な御苦勞をかけておりました、特に所得票につきましては調査内容が所得の内訳でございますとか、税、社会保険料を問うものでございますので、非常に困難なお答えが求められることからさらに調査員の確保が困難な状況でございます。

今回の諮問におけるポイントは絞り込むと2点ございます。

まず、健康票を大きく見直したことがございます。これは厚生労働省の施策に対応する官庁統計調査といたしまして、先ほど調査官から御説明があったことと重複いたしますが、平成25年からの第2次健康日本21に対してデータを提供すること、がん対策基本計画に対してデータを提供すること、さらに都道府県での医療計画に盛り込むこととなったがん等5疾病の医療連携体制構築のための現状把握データを提供すること。これらのデータを中心として、その周辺の生活習慣に関するデータも収集するように見直したものでございます。

これらのデータは医療計画においてのみならず、健康寿命の算定等においても各都道府県で利用できるデータでもございますので、当部会に東京都と神奈川県保健福祉担当部局から御出席いただいて審議に御協力いただけることは大変有意義でありますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

また、健康票については調査方法といたしまして、平成13年調査以降は密封回収としたわけでございますけれども、徐々に高齢者を中心として不詳が増大しております。先ほども申し上げましたように官庁統計調査として、様々な施策にデータを提供するという状況が新たに加わったわけでございますので、この不詳は何としても減少させなければな

らないということもあって、それを目的として調査員の関与が可能なよう、開封による回収方式と改めようとするものでございます。

2点目のポイントは先ほど審査官室からございましたとおり、前回課題への対応ということでございますけれども、当調査と国勢調査との乖離や非標本誤差をどのように扱うかについて、前回の答申以降の私どもの取組について、また、それ以前の取組も含めてどのように御判断がなされるのであろうかというものでございます。

それでは、今回の調査事項の変更に絞って新旧対照表によって形式的な変更を除いて、要点を御説明申し上げたいと思いますので、恐縮でございますけれども、資料2-10を御覧ください。これは世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票と5票の新旧対照表を束ねたものでございますけれども、まず世帯票につきまして形式的な変更は除かせていただき、3-2ページを御覧ください。

その一番下の変更Ⅱ質問13でございますが、現状、平成22年の調査票では「仕事なし」の5から7までの選択肢に「通学のみ」「家事（専業）」という表記がございますが、これにつきましては、ひとり暮らしで通学と家事をしている場合や、あるいは家事以外に育児や介護をしている場合も含まれるわけでございますけれども、それがよく分からないという意見が調査員に記入者から寄せられているということもあって、誤解を招くおそれもあるため「のみ」と「（専業）」という表現を削除したものでございます。

また、左側の説明文、質問文の一番下段になお書きにありますとおり、家事と育児や介護などを行っている人が分かりやすいように説明文についても変更を加えております。

続いて3-3ページ、変更Ⅱ質問17という部分でございますけれども、まず質問17の選択肢が現状1から9までとなっておりますわけでございますが、まず労働契約法の改正によって、5年を超える有期契約は無期契約に転換できるということになり、有期契約の実態把握が重要でもあるということでございますので、一般常雇者を有期契約と無期契約に分割しておりますし、また選択肢の並びも、これまで「自営業主」が最初に来ていたものを、「一般常雇者」を前に出したという変更と、さらに勤め先での呼称においてもこれまで「契約社員・嘱託」というように一括りで把握していたものについて「契約社員」と「嘱託」に分離して把握することといたしております。

以上が世帯票の主たる変更点でございます。

続いて、健康票に関する変更点でございますけれども、6-1ページの二つ目の枠、傷病の種類で通院している傷病名を把握することになっておりますが、左側、変更の中の17番を御覧いただきますと「慢性閉塞性肺疾患（COPD）」というものがございますけれども、これが新たに追加したものでございます。これは健康日本21の第2次において新しく取組を要する生活習慣病として、COPDが加えられたことに伴って、それを把握しようとするものでございます。

その下にあります削除した事項でございますけれども、22年までは把握しておりました「5月中に病気やけが、予防で支払った費用」というものがございますけれども、なかな

か把握状況がよくなく、不詳が多い。記入者負担としても5月中にかかった費用を全て積み上げなければならないというかなり手間のかかるものでございまして、それも一つ不詳を生み出す原因になったのかなということもありましたし、今回は多くの事項を追加したということもありますので、一定の記入者負担軽減を図らなければならないのではないかとこのように考えまして、そういう不詳の多い項目については把握することを断念したというものであります。

6-2 ページには新規事項がございまして、「平均睡眠時間」と、「その睡眠によって休養が十分にとれているかどうか」について聞くものであります。これは健康日本21の第2次において睡眠による休養というものの大切さが重視されているということがあって、それに関する事項を平均睡眠時間と、それによって休養が十分にとれているかどうかを聞くものであります。

6-3 ページの新規事項でございまして、質問12として「飲酒の状況」を把握するということとしております。これにつきましてもやはり健康日本21ではお酒の適正な摂取というものがうたわれておりますので、それを把握しようとするものであります。

このような生活習慣に関する事項を多く追加しましたのは、先ほども少し申し上げましたけれども、健康日本21の第2次での大きなテーマというのは、健康寿命を把握すること、さらにその健康寿命の例えば都道府県における格差というものを健康格差として把握するということがあります。この健康寿命の計算自体にも私どもの健康票の事項が使われるわけでございますけれども、その健康寿命を左右するのは一体何なのか。当然、生活習慣と大きな影響があるわけでございますが、その生活習慣に関する事項も今回多く取り込んで、私どもの収集するデータから算定される健康寿命が何の生活習慣によってどのように影響されるのかということも把握するために、今回新たに多くの生活習慣に関する質問を取り入れたということが背景にございまして。

質問13は変更しておりますけれども、これは「喫煙状況」を把握するものでございまして。これは少し込み入った説明になることはお許しいただきたいのでございまして、これまでのところ、これは平成13年から収集していたデータなのですけれども、12歳以上の人に聞いていたわけですが、つまり、未成年の喫煙もここで把握していたわけですが。これを取り入れる時点ではイリーガルな状態を把握することについて、どういう意味があるのかが議論になった記憶がありますけれども、ともあれ12歳以上の方について未成年者の喫煙についても喫煙状況をここで把握することにしていただいておりますが、その未成年者の喫煙の状況については健康日本21の第2次においては、省内施策担当部局である健康局が把握するということになりました。

また、先ほども申しましたが、今回私どもは健康票の回収方法を開封にする。つまり不詳が多いのでそれに対応するために調査員に内容を見ていただくということで開封にするということにしております。

これは平成 13 年に質問事項として取り入れた際に回収方法はそれまでの開封から密封に変えられています。つまり、未成年者の喫煙の状況を把握するためには未成年者からきちんと答えを書いてもらわなければいけないので、親に見られたら困るでしょうということもあって、子どもには子どもにこの調査票を渡して、それで書いてもらって密封で集めるということを行っていたわけですが、その未成年者部分を把握する必要がなくなったということがあって、更に今回は密封方式から開封方式に変更するということがあって、12 歳以上から 20 歳以上ということで、この調査事項の対象者を変更したという状況でございます。

もう一つの変更点としては、「たばこを吸うか」ということを選択肢が四つありますけれども、これまでは 1 に「吸わない」というものを入れていたのですが、これは問題がありまして、1 に「吸わない」を置いたことによって 4 「以前は吸っていたが 1 か月以上吸っていない」がここに吸収されてしまいますので、これは「毎日吸っている」から段々と吸う頻度を低くするような質問の形に、選択肢の並び順を改めたというものでございます。

6-4 ページは新規事項でございますけれども、これは実は平成 13 年までは収集していたデータでございます。これは健康のために意識してこのような事柄を実行しているかということを知るものでございます。平成 13 年までは聞いていて、平成 16 年になぜ変えたかということは、重複排除の観点から厚生労働省内における健康に関する情報の把握の仕方として、国民生活基礎調査と、もう一つこれは一般統計調査でございますけれども、国民健康・栄養調査との関係によるものです。当時は健康のための様々な事項のうち、基本的な事項については国民生活基礎調査で取りましょう。詳細にわたる事項については国民健康・栄養調査で取りましょうという、そういうデマケが行われていたわけでございますけれども、今回は新たに健康日本 21 で、私どものデータの中から指標として取り入れられているデータが数多くあったので、そこのデマケはもう一度見直しをしましょうということで、ここの項目についても先ほど申し上げましたけれども、健康寿命や健康格差等の説明変数として使うということと、生活習慣のうち、運動や食生活について私ども個別の質問事項を立てておりませんので、新規とありますが、平成 13 年まで継続して把握していた調査事項を復活させて、そのうち 1 から 4 までは食事に関すること、5 が運動に関することという情報を、ここで国民生活基礎調査として、この範囲で収集をいたしましょうということとしたものでございます。

6-5 ページは健診に関する質問でございますけれども、まず変更前の調査票の質問 12 で「健診の受診の有無」を聞いておりました、「これまではどのような機会に健診を受けたか」ということと、「健診の結果、何らかの指摘を受けて、専門家のアドバイスを受けたか」という質問構図になっていたわけですが、補問 12-2、「健診等の結果、何かの指摘を受けて指導を受けたか」ということについては、いわゆるメタボ健診に配慮をして前回こういう事項でとってこないかという健診担当部局からの要請で、このような形で入れたものでございます。しかし、メタボ健診が次第に定着して、保険者からの情報が適時適切

に別途捉えられるということもありますので、補問 12-2 は削除をしました。補問 12-1 についてもどこで健診を実施するかというよりも、健康日本 21 の第 2 次においては総体として健診が捉えられればよいというようなことになっておりますので、この 12-1 も削除をしたということでございます。

先ほど申しあげました 5 疾病の医療連携体制構築についても、この健診の結果については幾つかの疾病において、現状把握をなさいたいということにされておりますので、受診の状況については残しており、更に受診できなかった理由についても残しているというものでございます。

以上が健康票に関するものでございます。

続いて介護票でございますけれども、介護票の変更は一つは順番を若干見直した点がありまして、調査項目は前後左右しているところはあろうかと思いますが、これは被調査者の記入のしやすいように記入する内容によってまとまりをつけて調査事項を並べ変えたというものでございます。

まず変更の枠の二つ目、3-1 ページの下でございますけれども、質問 6 の「その他の介護者」に関する質問の中で、平成 22 年の枠には同別居の状況を「(2)」で聞いておりますが、そこで「同居していない場合の居住場所」を聞いています。同一家屋等の中から選択していただくというように選択していただくわけでございますけれども、これは主たる介護者に関する情報が最近主として議論に用いられているということもありますので、記入者負担軽減の観点からも同別居していない者の居住場所は、削除したいということとしたものであります。

3-2 ページでございますけれども、ここはまず右側平成 22 年の質問 5 の図の枠の右側に 5 月中のサービス利用日数というものがございまして、これはなかなか記入状況がよくないということがございます。不詳がかなり多いわけでございますし、さらにサービスを利用するということを客観的に把握するということでございますと、介護保険のレセプトから色々な情報が把握できることもあって、ここは削除することとしたものであります。

また、新たにサービスが開始されたものが 2 点ありまして「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護）」です。これらについては、サービスの種類として追加をしております。

3-3 ページでございます。質問 11 について現状、第 3 段階というものがございましたけれども、これは平成 24 年 4 月から第 5 期介護保険事業計画による介護保険料金の所得段階区分が変更されましたので、その変更に応じて質問事項を見直したものでございます。

すみません、説明を飛ばしてしまいました。健康票の最後のページ 6-6 頁にお戻りください。「がん検診」について変更を加えております。平成 22 年では「過去 1 年間にがん検診を受けたか」ということで、五つのがんとその他を並べて、その他については個別のがん検診の内容を記載してもらっていました。がん対策推進基本計画は 24 年度から新たな計画が始まったわけでございますが、そこにおいて職域でのがん検診の受診状況を定期的に

把握するということが課題となっておりますので、そこに勤め先からのお知らせで受けたかという項目についてつけ加えると同時に、その他につきましては色々書いていただいたのですけれども、一つ項目を立てるほど大きなまとまりもございませんし、検診結果が明確になっていて個別のがん対策が行われる五つのがんに絞り込んで、その他は削除をしたということになっております。

所得票と貯蓄票については形式的な変更にとどまっておりますので、説明は割愛をさせていただきます。

私からは以上でございます。

**津谷部会長** ありがとうございます。

以上、概要説明と補足説明をしていただきました。詳細な議論については基本的に個別事項の審議の中で行いたいと思いますが、総論的な事柄で特にここで発言をしておきたいということがございましたら、どうぞ御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、個別事項の審議に入りたいと思います。まずは前回答申において示された今後の課題と、基本計画において指摘されている事柄への対応状況についてです。審査メモの22ページからの「4 課題として指摘されている事柄等への対応状況」を御覧ください。

なお、審議の関連資料といたしまして、資料3-3、資料3-5も併せて御覧いただければと思います。

それでは、資料3-1の審査メモに沿って「(1)前回答申における今後の課題への対応状況」について、金子調査官から御説明をお願いいたします。

**金子総務省政策統括官付調査官** それでは、御説明いたします。

平成22年の前回の大規模調査に係る統計委員会の答申におきましては、はじめに諮問の概要の際にも簡単に御説明いたしましたけれども、お手元の資料3-1「審査メモ」の22ページの枠書きで記載されておりますが、幾つかの事項が今後の課題ということで掲げられています。

まず1点目は平成22年に実施されている国勢調査の結果と本調査の結果との間で生じた差異も含め、調査票回収率の向上策の効果を検証するということでもあります。

前段につきましては、平成22年は15年に1回、全数調査であります国勢調査と、標本調査であります国民生活基礎調査の大規模調査が重なる年次というようなことで、この国勢調査の結果と本調査の結果により推定される母集団値を比較しまして、この基礎調査の精度を検証するという趣旨から記載されたものであります。

また、調査票回収率の向上策とは、この枠の下の注書きで記載されておりますけれども、22年調査で導入いたしました所得票の自計方式あるいは集合住宅の管理人等に対する協力依頼の実施といった措置についてであります。

課題の2点目は、近年、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の研究が進んでいることから、それらの利用可能性に関する検討を行うということでもあります。

続いて3点目は、これらの対策が思わしい成果を上げない場合、平成25年に実施する本調査の調査方法等についての見直しを検討するということであります。

こうした三つの課題がございまして、まずこのうち1点目の国勢調査と国民生活基礎調査の比較につきましては、厚生労働省におきまして両調査の比較検証が行われまして、例えば総世帯数に占める単独世帯数の比率とか、そういったもので若干乖離があることが確認されてございます。こうした乖離の発生原因といたしまして、厚生労働省では主として大都市における若年の単独世帯の回収率が十分でないことを掲げております。

しかし、私どもといたしましては、これ以外にも原因があるのではないかとということで、論点メモの23ページの真ん中あたりの論点のアのところ、例えば単独世帯以外の世帯の状況はどうか。あるいは年齢階級、地域、学歴、勤務先での呼称といったような幾つかの属性別に見たらどうかということ、国勢調査と比較した形で整理していただきまして、総合的な検討が必要ではないかと考えているところであります。

なお、調査票の回収率の向上策については、例えば所得票について自計方式によりまして回収率が8%向上するといったような一定の効果が見られるということで、この向上策については一応適当と判断しているところであります。

2点目の課題、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性の検討。これにつきましては厚生労働省におきまして、例えば世帯票には回答しているけれども、所得票に無回答であるといった世帯に関しまして、傾向スコアという手法で推計を行っているわけですが、これには幾つかの方法があり、どれが一番妥当な方法かといった判断が難しいということで、現時点でこういった手法による結果を公的統計という形で公表することは難しいということでもあります。

ただ、私どもといたしましては、23ページの論点のイに①～④という形で幾つか書いてございますけれども、例えば傾向スコア以外の手法は何か検討されたのかとか、あるいは推計に利用可能な補助情報として住民基本台帳は活用できないのかとか、本事項の検討状況について更なる確認が必要ではないかと考えているところでございます。

3点目の課題、調査方法等の見直しにつきましては、厚生労働省といたしましては国勢調査と基礎調査の乖離の主な原因である回収率の改善を図るためには、報告者負担の削減といったものが必要であるという認識で、平成23年度に調査事項の大幅な削減であるとか、また、現在この基礎調査の調査期日は6月と7月に分かれておりますけれども、そういった調査期日の一本化であるとか、幾つかの報告者負担の軽減方策を講じることが有効かどうかを検証するために、試験調査を企画したが、残念ながら厳しい財政状況のため実施には至らなかったということでもあります。

したがって、28年に次々回の大規模調査があるわけですが、これに向けまして改めて必要な試験調査を実施したい。そのために必要な予算の確保に努めたいということでもあります。

私どもといたしましては、調査事項や調査方法等の大きな変更は、調査結果の時系列確保とか、様々な面で大きな影響が及ぶということから、23 ページから 24 ページにかけて、論点を①から③までという形で記載しておりますけれども、そもそも標本抽出の見直しをするかどうかとか、あるいは 23 年の試験調査の調査事項、調査方法といったものはどのような形で行おうとしたのか。これは別に 23 年の試験調査の是非を問うものではなくて、今後、先ほど申し上げた 28 年に向けて改めて試験調査を行うということで、そのためにどういった検討が必要かということ等について御審議いただくために、あくまで参考として 23 年の内容について確認が必要ではないかという趣旨でございますが、そういったことを議論すべきと考えているところであります。

説明は以上であります。

**津谷部会長** ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から補足説明がありましたら、お願いいたします。

**上田室長** 補足説明をさせていただきます。

今、論点が述べられましたので、それについて回答という形でまとめられておりますので、資料 3-2 の 7 ページを御覧ください。これについて御説明を申し上げたいと思います。

4 の課題として指摘されている事項等への対応状況、「(1) 前回答申における今後の課題への対応状況」でございまして、まず、国勢調査と私どもの調査の比較でございますが、ここに「大都市の若年単独世帯の回収率が十分でないことを挙げているが」とありますけれども、これにつきましては大変恐縮でございますが、席上配布資料で「審査メモに係る参考資料」というものがあるかと思っておりますけれども、その 6 ページを御覧ください。この 6 ページは国勢調査と私どもの調査の単独世帯数の差を平成 22 年、両調査が実施された年の調査結果について作成したものでございます。

先ほどおっしゃったように、国勢調査と国民生活基礎調査での乖離は、単独世帯数、単独世帯でございますから、これは人の数ということになるわけでもありますが、国民生活基礎調査は推計値、国勢調査においては、これは恐らく実数であろう。ただ、ここは日本人の数値を使わせていただいておりますが、これで 309 万人の差があります。捕捉率にすると 80%です。これはやはり男女差がありまして、男は 73%の捕捉であるのに対して女は 87%となっております。

先ほど申し上げたとおり、若年単独世帯の回収率が十分でないというのは、それぞれ 20 代と 30 代の捕捉率と書いておりますけれども、極めてよくないことが御覧いただけるかと思っております。私どもは人口比推定を行っておりますので、単独世帯はそのまま人数ですからほぼ回収率がここにあらわれているということで、この 80%というのは平成 22 年の世帯票の回収率とほぼ見合いの数字になっているわけですが、これが若年単独世帯の回収率が十分ではないということでもあります。

もう一つ、学歴についても見ておりますので、7ページを御覧ください。これは国勢調査と私どもの調査と、参考までに平成19年の就業構造基本調査の学歴の比較を行ったものでございますけれども、まず国民生活基礎調査と国勢調査との間の総数の差異については、これは15歳以上人口の把握の差異ということになるかと思えます。

ただ、国勢調査では私どもは専門学校として把握しているものについて、それを短大・高専と大学・大学院に振り分けておりますので、なかなか直接的な比較が可能な項目が少ないわけでございますけれども、例えば小中学校については、私どもは約1,600万人弱、国勢調査については1,600万人以上。高校・旧制中については3,800万人余り、国勢調査は4,140万人ということで、学歴が低い部分については、私どもは捕捉がよくない。専門学校の837万4,000人が、国勢調査では短大・高専と大学・大学院に振り分けられておりますから、短大・高専は751万9,000人と1,318万7,000人と差があります。ただ、大学・大学院については専門学校の振り分けをする前の時点で私どもの数値は1,800万人弱であるのに対して、国勢調査は1,771万人ということで、逆に高学歴のものについては私どもは若干厚く推計をしているという結果で、さらに国勢調査については学校不詳が1,337万人余りあるということでもあります。私どもは逆と言いますか、回答していただけなかったものについては不詳という整理をしておりますので、私どもの場合は不詳が1,058万人あって、学校不詳と合すると1,200万人となっております。

ですから、6月に私どもの調査に答えてもらえなかった人には、10月に国勢調査にも答えていないという可能性は多分高いのではないかと思いますけれども、不詳ですからそこはよく分からないということが学歴別に見た比率ということになります。

また7ページにお戻りいただきたいのでございますけれども、単独世帯の年齢階級別や学歴については比較した整理を行っておりますし、また、別途地域別の差も整理しております。それは後日お出しする予定であります。また、単独世帯以外の世帯についても、単独世帯と合せての表も作っておりますので、これも後日御覧いただければと思います。そこには報告者の誤解による回答誤りとありますけれども、誤解はどこでどういうふうに発生するのか分かりませんので、国勢調査と国民生活基礎調査の比較というところで誤解というのは何を以て誤解とって、それはどのようにして検出するのか。誤解が双方に発生するのであれば、それはもう比較不可能となるのではないかと思います。

また、無回答については先ほど御覧いただきました国勢調査にも無回答、不詳は存在するわけでありまして、あえてベンチマークと言いますが、国勢調査側の不詳のあり方も踏まえた上でどういう検討をするのか。総合的に検討するとありますが、それはどう検討するのかということは、少し私どもとしてはよく分かっておりません。

非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論でございますけれども、所得票の未提出世帯の属性の偏りですが、私どもの解析した方法というのは、世帯票を提出して所得票が未提出である世帯の総所得額等を、世帯票も所得票も提出した世帯の特性を踏まえた上で推計したものでありますので、世帯票によって調査された属性は用いているので、もし偏り

があるとなれば世帯票の未提出世帯の偏りであると考えられますので、そのところを補正するのは参照情報がありません。5年に1回ならば国勢調査に合わせにいくという話になるのかもしれませんが、限られた参照情報で推計を試みたわけですが、有効性は判断できなかったというものであります。この詳細な説明は下の②に傾向スコアについては詳細な情報を報告していただくことが必要ではないかとありますので、それと併せて報告いたしたいと考えております。

ほかにはどんな方法が考えられるかということでございますけれども、他の手法については特段考えておりませんが、関連してこれまで行った補正、数学的にどうかということがありますけれども、下の④であわせて述べたいと思います。

社会保険料については所得や性別、学歴等の属性と組み合わせて推計する方法について検討は行ったのかということなのですけれども、これは検討を行うべきなのかどうか少しよく分からないのですが、私どもの調査はこれまでも実査中心主義で行ってまいりました。社会保険料についても何年か前までは総額だけをとっていたものを、統計審議会において内訳もきちんと調査しなさいという御議論があつて、調査をするようにしたという経緯があります。他の属性からの組み合わせによる簡便化した推計方法については、そのプログラムがあるということについては承知しておりますけれども、その内容についてはまだ把握をしておりませんし、また、全国消費実態調査においても何らかの推計方法で税とか社会保険料を計算していると伺っておりますが、詳細は分からないので、今後、試験調査をまた企画いたしますが、それと同じ検討の枠内で検討いたしたいと考えております。

続いて④の国勢調査で行っている無回答世帯の把握方法を、国民生活基礎調査でも行っているのかということでございますけれども、住民基本台帳については平成17年から19年まで経費を予算化して参照しようとして試みたわけですが、台帳の編綴が世帯単位になっていないこと、また、自治体によっては手続が極めて煩雑であるとか、あるいは居住の実態があると思われるのに住民基本台帳の台帳に記載がないので、台帳をめくってめくってものすごく苦勞をするとか、色んなケースがあり十分な利用ができないということが分かりましたので、これは断念をいたしました。

また、世帯名簿を調査員に作ってもらうということが調査の開始なのですけれども、その際に不在世帯の場合は隣戸等に聞き取っていただきます。お隣さんは単独世帯でしょうか、あるいは単独世帯であるならば、世代はどれぐらいですか、40歳以下でしょうか、65歳以上でしょうか、その真ん中ぐらいでしょうか。こういう聞きとりを行って、それを世帯名簿に記入していただいて、単独世帯の推計に生かせるかを、実査において都道府県の調査員の方々に大変な負荷をかけてしまったのですけれども、お願いをして行ってきたわけですが、この結果としては単独世帯の過剰推計になったということで、隣戸等からの聞きとりでは参照情報としては不十分であると判断いたしましたものであります。なお、これは前回の諮問において部会に既に報告させていただいております。

試験調査ですけれども、集落抽出か否かという、他の調査の実施方法を検討したのかということでございますが、層化の多段、2段でも3段でも、要するに名簿作りで極めて多くの労力、つまりコストがかかるということになるわけでありまして。近年の財政事情を考慮した場合、潤沢な資金を投入できればそれは実施もできるわけでございますけれども、当調査で取り入れるというのは困難である。このことは平成12年の統計審議会において、13年調査についての諮問・答申をしていただいたわけでございますが、その際に御議論をいただきまして、集落抽出は妥当であるという答申の内容を頂いているところでございます。

また、代替サンプルをとる場合に、今でも他の基幹統計調査、世帯調査では、代替サンプルをとる場合、2人以上世帯の場合、回答してくれる世帯に行き着くまでに2世帯以上当たらなければいけないとか、単独世帯はそれがもっとひどくて4世帯か5世帯当たらなければ回答世帯に行き当たらない。そういう難しい状況があるわけですし、そこは要するにこういう調査に協力してくれる世帯とそうではない世帯の間では、何らかの属性の差があるのではないかと思うわけでございますけれども、それを代替としてとるということは、要するに回答していただきやすい世帯に回答していただいていることにはなれないかという考えを私どもは持っています。

続いて②は試験調査についてでございます。先ほど金子調査官からは平成23年の試験調査がどうということではなくということですが、審査メモの24ページには適否について確認ということがありますが、23年の試験調査というのは予算の事情によって頓挫した計画ということですので、既に存在しないわけです。今更、その適否をどういうふうに判断されるのかというのは私どもとしては考えづらいということがあります。

ただ、試験調査の内容をざっと申し上げますと、所得票、貯蓄票を拡充しなさいということが基本計画でまずうたわれているということがあります。これはどのサイズまで拡充すれば都道府県別の表章が可能になるかということ、少なくとも世帯票のサイズまでは所得票を拡充しなければならないということがあります。つまり、今のところ大規模調査では二千人の調査員に所得票をお願いしているところを、五千数百人の調査員に所得票をお願いしなければならない。これについては所得票を自計化する際に試験調査を行って、その際には東京都をはじめ色々な自治体に御協力をいただいて、検討会にも参加していただいたのですけれども、とにかく調査員の確保はできません。要するに所得票の中身は極めて微細なお金の出入りに関するということは冒頭に申し上げたとおりでございますので、それをうまく世帯に対して納得していただいて、それが集められるというテクニックとか経験とか、人徳と言っても良いのかもしれないし、人格と言っても良いのかもしれないけれども、そういう方がいらして初めて成り立つような調査であって、本当にベテランの方に限られるか、どうしても調査員が確保できなければ役所が直に行ってお願ひするしかないような調査になっているわけで、そうすると調査員の負担がトータルとして全く違うわけです。

ですから、まず調査内容を改めて、もっと調査員の負担を軽くしなければならないということが考えられるわけですので、まず調査票を見直して軽量化をしようということ。それから、郵送調査も企画していたわけですが、それへの対応や調査員の負担をさらに軽減することとして、他の統計調査で導入されているコールセンターを私どもも導入できないかとか、あるいはこれまでも世帯の方々からは、6月に来たのに何で7月にも来るんだというようなお叱りの言葉を現場の調査員の方々が受けて御苦労なされているということもありますので、調査時期を一本化する。すなわち調査時期を一本化するということは保健所か福祉事務所かどちらかのルートで一元化して行うこと。このような様々なケースを想定いたしまして、平成23年予算要求を行うこととして、総務省予算ヒアリングも予定されていたわけですが、詳細な計画を立てる以前に要求段階で見送られたというものでございます。

続いて、予算は確保できなかったけれども、次の試験調査の実施に向けて予算は着実に確保できるのかという論点でございますが、現下の国家財政において次の予算で着実に確保できる予算はあるのでしょうか。そういう状況に今あるのでしょうかということがまず、私どもとしては頭に思い浮かぶわけでございます。更に厚生労働省は非常に大規模な予算を抱えているわけですが、それは社会保障等に使われる財源でございます、その社会保障に用いられる財源自体も色々切り込まれているわけでございます。仕分けをはじめとして色々切り込まれている中で、さらにシーリング枠は厚生労働省としても低くなっており、その中で予算要求をしていかなければならないわけですから、着実に確保できるのかというように捉えましたが、それはできないかもしれません。これは何ともお答えのしようがないところでございますけれども、それは努力いたしますとしか言いようがございません。

ただ、私どものように全対象の様々な経費の中のシーリングで予算要求を行うよりは、例えば総務省さんが色々調査コストを一括して要求していただいて、それを各府省が活用するというような仕組みがあれば、統計リソースの有効活用といった点からも私どもとしては大変ありがたいと考えておりますということは付け加えさせていただきます。

以上でございます。

**津谷部会長** ありがとうございます。

では、続きまして「(2) 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘への対応状況」につきまして、金子調査官から御説明をお願いいたします。

**金子調査官** 御説明いたします。

基本計画におきましては、審査メモの24ページの枠書きに記載してありますとおり、所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模の拡大を検討することが課題として掲げられているところであります。

そもそもこうした課題が掲げられた背景には、基本計画策定時におきまして本調査の所得票による調査の結果は、本調査の後続として実施される一般統計調査であります所得再

分配調査と併せまして、いわゆるジニ係数、ジニ係数というのは所得分配の平等・不平等をはかる指標でありますけれども、このジニ係数の作成に利用されているということでもあります。現行の所得票の標本規模だと全国一本の数値しか出すことができない。

一方、近年、格差に関する社会的関心が高まっているということで、かつ、都道府県間でも地域格差というものがある程度あるのではないかと、広がっているのではないかとという意見がございまして、都道府県別にジニ係数を算出するために、所得票による調査結果を都道府県別表章が可能となるようにすべきとの意見が、当時の有識者の方から出されたことがございます。

この課題につきまして、先ほど少しこちらの関係の説明も厚生労働省がされておりましたけれども、所得票による調査結果を都道府県別表章が可能となるようにするためには、その標本規模を現行は約5万世帯ということでもありますけれども、これを世帯票と同じように約27万世帯と20万世帯以上も増やす必要がある。こういったことでまず報告者負担が極めて大きくなるということ、また、報告者を増やしたとしても、それに見合った十分な回収率が確保されなければ意味がないということでもありますけれども、所得票については、先ほど厚生労働省から御説明がありましたとおり、調査内容自体が他の調査票に比べて非常に難しい。また、そのための調査員の確保も難しい。そのような状況があり、試験調査はこちらの基本計画の課題の対応のためでもあったわけですが、財政事情のために実施に至らなかったということでもあります。

私どもといたしましては、先ほどの前回答申の課題と同様でございますけれども、やはり調査事項とか調査方法の大規模な変更は、調査結果の時系列確保といった点で大きな影響が生じるということで、先ほど厚生労働省からもコメントがございましたが、平成23年度に実施しようとしていました試験調査、このメモでは適否と書いてありますが、別にこの試験調査自体を良かったか悪かったかというようなことではなくて、今後28年の大規模調査に向けて改めて試験調査を御検討されるということでもありますので、それに向けてこの部会の場で有用な御意見を頂くという観点から、そのベースとして23年の試験調査の内容等について確認をさせていただいて、それによって色々な御意見がいただければと考えているところであります。

説明は以上です。

**津谷部会長** ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から補足説明がありましたら、お願いいたします。

**上田室長** 補足説明をさせていただきます。

資料3-2の9ページを御覧ください。「(2) 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘への対応状況」ということで論点が記載されております。私どもの調査では平成22年から所得票を自計化いたしましたけれども、そのために平成20年にきちんと予算化をして、一般統計調査として申請を行って承認を受けて試験調査を実施したわけがあります。そこに有識者の方あるいは自治体の方からも調査担当者に参加していただきまし

た。さらに調査員に対してアンケートを実施して色々な状況を把握して、問題点の有無を検討し、さらに所得票に改善を加えた上でGOというサインを出して実施に至ったものであります。

精度維持ができるのかということの確認もした上で、私どもは所得票の自計化に踏み切ったわけでありまして。そこは先ほども総務省さんから説明があったことと重複いたしますけれども、席上配布資料の5ページを御覧ください。これは所得票の回収状況であります。昭和61年の国民生活基礎調査の発足時は83%ぐらいあった。途中、平成6年には88%までそれが上昇したわけですがけれども、それ以降は低下の一途であった。平成19年にはついに7割を切ったという状況がございましたので、そういう状況も踏まえた上で所得票をどのように変えたらよいかということを試験調査として実施したわけがございますので、22年にはそれが75%まで回復して、23年には十何年ぶりかで8割台まで戻せたという状況があります。

また、資料3-2の10ページでございますけれども、こういうような所得票回収率の向上は試験調査によって実データを集めて、それに基づく検討を、私どもの場合はとにかく私どもの直接な実施というところではなくて、これは都道府県さんをお願いしているわけですが、都道府県の参加を経て、都道府県さんの意見も色々頂いた上で検討に検討を重ねて、それでやっとうこういう所得票の回収状況の改善に結びついたと考えています。

もとより私どもは、平成28年調査に向けての見直しというのは、基本計画で言われている所得票や貯蓄票の拡充が誰にとって必要なのかということは、当然一つあるわけでありまして。実は都道府県別の数値が必要というレベルと、これは前回の諮問の際にも部会で申し上げたのですがけれども、例えば埼玉県の方々とお話をすると、埼玉県の経済圏というのは三つあって、県北があって県央があって県南があるという状況の中で、それぞれ所得の構造あるいは所得額が違っている。だから細部を言えばそういうふうに3区分に分けたぐらいが必要だという話で、では県レベルの要求に合致しているのでしょうかということもあわせて、そこは試験的に幾つかの圏域が分けられるところも試験調査の対象とするというようなことも目論んでいたわけがございますけれども、今回企画する見直しについてはそういう見方も含めて、あるいは調査票の見直し軽量化も引き続いてやるつもりですが、この部分についてはひょっとしたら津谷部会長からお叱りを受けるかもしれないのですが、今の私どもの世帯票というのは世帯主か世帯の代表者が連記式のものを書くから、きちんと世帯員全員についての世帯票の情報が集められる。

これについて私どもは個人個人に冊子形式で、世帯票も健康票も貯蓄票も所得票も介護票も1冊ずつで各個人にお配りしてお書きいただこうと。そうすると先ほども申し上げたように世帯構造や世帯類型がうまく個票から構成できるかという問題もありまして、一つはそこは世帯主さんをお願いして、世帯の構造はこうなっていますよ、世帯主がいて、配偶者がいて、間に子供がいて、親がいて、その配偶者がいて、そういう図を1個書いても

らって、このおばあちゃんの個票は何番をつけたこの冊子ですよというようなことをして集めたらどうかというのも考えたわけであります。

なお、コールセンターの有効性等は国勢調査等によっても確認済みということですので、それらを導入するということが試験調査を実施したい。ただし、今回は健康票の事項見直しが多岐にわたっておりますし、これは時系列を絶対に確保しなければならないわけであります。これは既に健康日本 21 の第 2 次では現状値としては平成 22 年の調査結果が使われていますので、その現状値からの乖離が要するに目標値が達成できたかどうかということになるわけでありますから、健康票が今回大きく変わったということによって、調査票の見直しはより慎重に行うことになるのかなと思います。先ほど来申し上げておりますように、私どもがこういう大きな変更を行う場合には必ず試験調査を行って、そこには必ず都道府県の方にもおいでいただいた上で検討を加えて実施するかしないか、実施するにしても改造をどういうふうに加えたら良いかという検討なしでは、こういう大きな変更はできないと考えております。

以上でございます。

**津谷部会長** ありがとうございます。

ただ今厚生労働省から課題として指摘されている事柄等への対応状況について御説明をいただきましたが、この中で非標本誤差の問題については以前から問題として提起されているものです。

国民生活基礎調査の大規模調査と国勢調査は 15 年に一度、同じ年次に実施されますが、ちょうど平成 22 年がこれに当たっておりまして、両調査の結果が比較可能となることから、その結果の差異について検証を行うよう求められたものでございます。

なお、金子調査官からの最初の御説明にもありましたが、国民生活基礎調査の統計委員会への諮問の際には、樋口委員長より前回答申の課題への対応状況などについてしっかりと審議するようにと御指示を頂いているところでございます。

それでは、前回答申において示されている今後の課題への対応状況について、より詳細に順を追って審議を行いたいと思います。先ほどの厚生労働省の御説明では、単独世帯において色々と差異が生じているということでしたが、両調査の結果の差異につきまして御意見、御質問などございましたらどうぞ発言をお願いいたします。

**廣松委員**、何かございますでしょうか。

**廣松委員** 確か前回の答申のときに私も参加した記憶があります。ここで挙げられた今後の課題に関して、確かに平成 22 年はちょうど国勢調査と重なる年ですから、比較可能な数値が国勢調査から出てくる。それでこういう形の課題を挙げ、検討をお願いしたということです。席上配布資料の 6 ページ辺りの数値を見ますと 20 代半ばから 30 代にかけて、大体、国勢調査の 50% 程度しか捕捉されていない。結果としてこうなっているわけで、したがって、これは所得票に関するのですが、やはり捕捉率、あるいは逆に言うと非協力

世帯について単独世帯も含めて今後どのような対応を採るかという点がやはり一番重要ではないかと考えます。

その点は別にして、平成 25 年の大規模調査に関しては、試験調査が残念ながら財政的な理由もあってできなかったということです。調査方法については大きな変更はせずに行うという基本的な方針というか、方向性に関してはやむを得ないと判断をいたしました。

**津谷部会長** ありがとうございます。

そのほか御発言、御質問ございましたら。白波瀬委員、いかがでしょうか。

**白波瀬委員** この単独世帯の差につきましては、何をしたら良いのかという、5割しかとれていないという現実と、その原因でこちらの方がどれだけのコントロールができるのというのはすごく悩ましいところだと思うのですけれども、単純に結果を読みましても、この5割しか取れていないところは明らかに男女で若干年齢差があるのですが、その背景は明らかに未婚者であろう、また、明らかにロックのある建物の中に入っている人たちの調査票が出てきていないだろうという、物理的な環境というものがすぐ予想されますので、このあたりはどういうようにしたらよろしいのか、私も少し良いアイデアが浮かばないのですけれども、広報というところになるのでしょうか、

**津谷部会長** 大都市に居住する未婚の 20 代、30 代の単独世帯居住者で、集合住宅、それもオートロックのある集合住宅に住んでいて、在宅していても答えないとか、非常に生活時間が不規則でなかなか捕捉がしづらいというのは、この国民生活基礎調査だけではなく、種々の大規模調査でもかねがね指摘されているところかと思えます。色々な対応をなさっているかと思うのですが、これといった決定打がなかなかないということかなと思えます。

中村専門委員、何かコメントございましたらお願いいたします。

**中村専門委員** 資料 3-1 の 22 ページの下から 9 行目、ここでは国勢調査と国民生活基礎調査間の、総世帯数に占める単独世帯の割合の比較についてであって、補足資料の 6 ページは総世帯数ではなくて単独世帯の中での、しかも年齢別ですから、直接答えるものではないと思えます。それは別として、もう一つはここに「やや乖離」という記述がありますが、これが「やや」と言えるのかどうか、直すなら直したほうが良い、あるいは標準誤差がどういう程度かというものを見る必要があると思えます。いずれにしても皆さんおっしゃるように若齢の回答率が低くなっているというのは確かでありまして、統計数理研究所が 5 年に一度行っております国民性調査でも同様の傾向があって、国民性調査では回収率が 5 割切るか切らないかというところに達しておりますけれども、その点から言えば世帯単位の回収率ではあっても、8 割近くあるということは政府の統計ということですからなっていると思えます。

しかし、オートロックのマンションとか、そういう点で特に若い世代の捕捉率が低くなっているというのは、IT 時代でビックデータ時代とか喧伝されます一方で、ますますこういう統計調査で我々国民自身の姿と言いますか、そういうものが歪んだ形で見えてきてい

るというのは何とか対処しなければいけない。一つには補正の方法をある程度取り入れていかないといけないのではないかと考えているところです。

**津谷部会長** ありがとうございます。

宮川専門委員、何かコメントございましたら。

**宮川専門委員** 私も皆様と同じ意見でもあります。やはり単独世帯の差というのは非常に今の世の中、このように一般的な社会問題にもなっていると思います。ましてや若い方は健康に対する意識度も低いですし、こういう調査票に対する考え方は意識が薄いと思います。ですのでこの点での改善点としましては、直接に調査員の方が個別に訪問され、今回は非密封という形で情報を集めて、不詳の部分がないようにしていくというのは一つの方法だと思いますので、このような形で調査員の数も増やしていただいて、随時詳細な調査をしていっていただく方法しか、現実には今のところないのではないかと感じました。以上です。

**津谷部会長** ありがとうございます。

平成 22 年に実施されました国勢調査と国民生活基礎調査の結果の比較でございますが、どのような差異が見られるのか、ここで一部相当大変に有用な情報を示していただいたと思うのですけれども、どういう情報、事実があるかということを確認していくことがまず大切であるかと思えます。そして、それに応じて、それに基づいた対応をできる限り考えていく。これは大変に難しい問題であるということは皆認識していることかと思えます。

この関係で本日、厚生労働省から席上配布資料を提出いただきまして、御説明いただきました。地域別についても整理をしたいということでございましたが、私も地域別の状況についての検討は大変必要であると思えます。都道府県別、政令指定都市別の単独世帯及び特に問題になっております若年の単独世帯、そして厚生労働省も整理を行っているという御報告をいただきましたが、単独世帯以外の世帯。これは年齢階級別、ここでお示しいただいたような情報を比較していただきまして、この国勢調査と国民生活基礎調査の結果を、次回ではなく第 3 回目の部会にできれば御提出いただきまして、さらに検討させていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

では、この件につきましては現在、厚生労働省で整理をしていただいている情報を、第 3 回の部会で御報告いただいて、検討をさらにするというところでよろしいでしょうか。

**廣松委員** 今の部会長の取りまとめで今の段階は良いと思えますが、現行の基本計画では所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大のことをうたっているわけですので、先ほど話題になりました単独世帯の状況等を考慮して、もし平成 28 年の大規模調査に向けて試験調査を行うとするならば、これは色んな調査で議論になっているわけですが、例えば IT の導入をどうするかとか、そういう全く違う論点もあり得る。それを 28 年の大規模調査に向けての準備のための試験調査でどこまで対応可能かどうかというのも、一つ考えるべき点としてあり得るかなと思えます。特に若年の単独世帯に対する対処として IT の導入の可能性はあ

り得るかなと思います。その点についてこの部会全体としてどういうふうに判断するかという事は、また後で議論があるかと思っています。

**津谷部会長** この平成 28 年の大規模調査の試験調査のために IT の導入ということは、オンラインで調査をすることを考えるということでございましょうか。

もし、厚生労働省で、これについても何かお考えになっていることがあれば、簡単なことでしたら今少し、または第 3 回の部会の際にもし何かございましたら御報告をお願いします。

**上田室長** 今答えられる範囲で、お答えします。オンライン調査の導入でございますけれども、国勢調査が東京都で試験的にオンライン調査を行ったわけでございますが、オンラインで回答した世帯の割合が 8 % ぐらいだったのかなど。要するに IT リテラシーが高い方が多く居住していらっしゃる東京都において 8 %、その 8 % の方々そのままその回収率の向上につながるということではなくて、紙でもオンラインでもお書きいただいたというような方々もあるわけでございますから、それがどれぐらいの向上につながるかというのも一つ分かりませんし、今の私どもの五つの調査票のままオンラインに乗せるというのは、基本的に無理だと私は考えています。調査事項の量が国勢調査の数倍あります。国勢調査は 1 シート当たりの平均の入力時間は多分十数分ではなかったかと思っています。30 項目に満たないもので十数分なものが、その数倍あるものが十数分で終わるだろうか。そこは忌避感しかもたらさないのではないかと思いますし、その一方でオンラインは開発したらこれは必ず使わなければなりません。

私どもの調査は単に表の中だけのチェックだけではなくて、世帯票のここにマークした人は介護票の入力も必要ですとか、票間のチェックもあるわけでございますので、開発コストがかなりかかる。国勢調査の場合は 30 項目でも政府統計共同利用システムは使わないで別途の開発をしたと聞いておりますので、なかなか開発に踏み切れるということはない。ただし、調査項目を見直して非常にコンパクトな形にして、世帯員がそれぞれ IT リテラシーの高い世帯はオンラインでもできますよという話できるのであれば、複数の回収方法として郵送もあれば調査員の回収もあれば IT、オンラインによる回収も成り立つということは考えています。

ですから、まずは調査項目をコンパクトにした上で、試験的に開発というのはあり得ませんから、そこはオンラインを取り入れるなら取り入れると決めた上で開発をする事になるのではないかと考えております。

**津谷部会長** ありがとうございます。

では、白波瀬委員、どうぞ。

**白波瀬委員** やはりこの回収率の数字を見ると、調査に入るのはネットでしか入ることができないのかなという気がします。確かに世帯の複数情報を把握するということになりますと、ネットの調査は個人ベースということでのすので、すごく大胆なことを言うと、単身者用のバージョンで見つけるかという本当に大々的な調査の方法の検討という枠組みの

中でおそらく考えなければいけないかもしれないと思うのですけれども、このところ情報が実は欲しいという年齢層でもありますので、中長期的な形での御検討ができればと思います。

**津谷部会長** ありがとうございます。では、またこのことにつきまして第3回の部会でもし時間がございましたら、さらにお話をさせていただきたいと思います。なお、前回の国勢調査の際に東京都でオンラインの試験調査があったわけですが、その結果について、現在検証が、また次回の国勢調査の試験調査も兼ねて進んでいるのではないかと思いますので、今すぐということではなく、今後色々な情報や事実が得られるのではないかと思います。

では、続きまして調査票回収率の向上策について審議をさせていただきたいと思います。所得票につきましては、前回平成22年調査から、調査方法を、それまでの調査員による世帯主からの面接聞きとり方式（他計）から、各世帯員に記入をしていただく自計方式に変更したところ、回収率の改善が見られた。ずっと落ちていたものが上がってきたということも先ほど報告いただいたわけですが、この回収率の向上策などにつきまして御質問、御意見、コメントございましたらどうぞ発言をお願いいたします。

**上田室長** 補足で御説明申し上げたいのですが、席上配布資料の4ページを御覧ください。これは世帯票の回収状況でございます。私どもは最初に大規模年においては世帯票と健康票と介護票をまず6月に実査するわけでございます。したがって世帯票と健康票の回収率というのは基本的に同じということなのですが、ここで御覧いただきたいのは、回収率は当初95%とあったものが平成9年あたりから90%を切って、平成15年以降は8割というところで推移しているということでございますが、その左側の欄に拒否率というものがございます。これは何をあらわしているかと言いますと、世帯に行って調査に協力してくださいと調査員がどんなふうをお願いしても、あるいは調査員からヘルプと言われて保健所の職員が行っても、俺は出さないというように明確に拒否した人がこれだけいるということでございます。そこは7%、8%近くで平成16年、17年ありますが、これは個人情報保護法が成立したあたりで、世の中にそういう雰囲気蔓延していたということもありますが、最近はこの5%ぐらいで推移しています。

もう一つ御覧いただきたい数値なのですけれども、面接不能という欄があります。真ん中あたりで上の表頭で言いますと「面接不能（D）」としてある欄でございますが、これは平成6年以降、調査員をお願いして調査不能世帯の内訳をとっていただいておりますけれども、これが平成6年ではおよそ6%、調査開始当初は面接不能というのが6%ぐらいだった。それが最近では22年、23年が14%を超しているということでございます。

この面接不能の場合は連絡メモを入れるわけでございます。「ここへ連絡してください」とか。それでもだめな場合は封筒に調査票を入れてお書きください、おっしゃった時間に集めに来ますのでという形でアクセスした、その残りが14%あるということでございます。

つまり、どうしても会えなかった。封筒に調査票を入れてポストに入れても無応答であった。これが14%あるということでもあります。

これに回収できたもの8割を加えれば9割はゆうに超えるわけでございますので、ではこの14%を何とかできないのか。これは先ほど白波瀬委員おっしゃったようにオートロックマンションの中に本当に閉じこもっていて、アクセスするまでに幾つもの障害を乗り越えなければならないような方々が多いということもありますし、あるいは世帯に行っても家の中で話し声はしているのだけれども、出てきてくれないという方もいらっしゃいますし、あるいは大学で女子大生と話をする機会があったわけですがけれども、例えば私のような人が調査員証をぶら下げてピンポンと押したらどうしますと言ったら、絶対出ませんと言われる始末であります。

では、郵便ポストに入れたら書いてもらえるのですかねと言ったら、そこは選別をしますと。親からの何かが送られてきたりとか、親からの手紙が来たりとか、そういうものは選り分けて、あとは全部ごみ箱に捨てますという状況になって、では本当にこの14%をどういうふうにするかということは、先ほど廣松委員や白波瀬委員がおっしゃるとおり、とにかく直接のことがだめであるのであれば、テクニカルにITを使って何らかの方法を考えるしかないのか、あるいは一つは本当にどうかよく分からないので検証したいのですけれども、郵送調査でございます。その郵送調査も23年は試験的に行って、要するに郵送調査はノーチェックデータが集まるわけですから、利用可能性がどのぐらいあるのか。ただ、その利用可能性についてはコールセンターが何とか確保する部分もあるのではないかとということも含めて、試験調査をやる等していたわけでございますので、回収率向上策のターゲットの一つは、ここになるのではないかと気がしておりますということを申し上げさせていただきました。

**津谷部会長** 上田室長、ありがとうございました。

もし何かコメント、お考えございましたら。廣松委員、いかがでございますか。

**廣松委員** 今の調査実施者の問題意識は大変よく分かりました。

ただ、一つ単純な質問ですが、4ページ、5ページのところにある回収率ですが、これは有効回収率と考えてよろしいですか。

**上田室長** はい。有効回収率です。

**廣松委員** ということは、調査員の方が見て、例えばどこかに空白があったときには聞くなり何かして埋めていただいている、例えば4ページの平成23年の80.5%というのは、その意味での有効回収率と考えて良いわけですね。

**上田室長** はい。

**廣松委員** 分かりました。

**津谷部会長** 白波瀬委員、何かコメントございますでしょうか。

**白波瀬委員** 基本的なところで確認をさせていただきます。

最初の世帯票の回収状況で面接不能の14%を何とかしたいというのは本当にすごく伝わってきたのですが、それから1か月後に所得票を配布いたしますね。すると、世帯の中から面接不能というところの所得票は抜かれているわけですね。そういう意味ですね。

**上田室長** はい。世帯票の情報というのは、要するにベースとなる情報で、それを使って所得票を色々分類したり、ですから世帯票の情報がないと所得票の情報だけでは基本的には何もできないということでもありますから、そこで会えなくて世帯票が集められなかった方々については、それは除かれることになります。

**津谷部会長** よろしいでしょうか。

中村専門委員、何かコメントございますでしょうか。

**中村専門委員** この所得票の回収率ですが、これは世帯単位での回収ということですか。実際は個人単位の調査になっているのではないですか。

**上田室長** 個人票でございますけれども、基本的に、所得があると考えられる人が全部集められていなければ、その世帯は除く。そこは調査員が所得のある人はこれだけですねということをきちんと確認した上で集めていただいています。

**中村専門委員** そうすると、回収不能に当たる中にそういうものも含まれているという理解で良いですか。

**上田厚生労働省人口動態・保健社会統計課世帯統計室長** これは面接不能でございますので、所得票は7月に集めに行くわけですがけれども、集めに行っても会っていただけなかったとか、会えなかったというのが世帯票ほどではございませんけれども、現在では4～5%はありますということでもあります。

**中村専門委員** 世帯全員そろわない場合というのものもあるわけですね。

**上田室長** それは基本的に調査員に集めてくださいとお願いして、ただ、一部でも集められなければそれは世帯所得等を出せませんので、私どもとしてはそれは調査票から除いているということになります。

**津谷部会長** 宮川専門委員は病院にお勤めのお医者様でいらっしゃるかもしれませんが、病院では個人情報保護やプライバシーの保護といったことにどのように取り組んでいらっしゃるのか、もし何か参考になるような情報がございましたら簡潔にお教えいただければと思います。

**宮川専門委員** もちろんカルテ開示におきましては、個人本人の承諾をもってカルテ開示をすることになっております。最近ですと、生命保険から問い合わせ、診断書の送付のときには本人にも同意を得てそういう書類を郵送してもよろしいということを了承いただくこととなります。あとは病院同士でも何とかさんがそちらの外来に行っているけれども、そちらの情報を教えてくださいといったときに、個人情報保護法で教えられませんというふうにお答えになるところもあります。ですので、今は原則としましては病状に関しては共有する情報にしないと現状あるいは既往歴について把握できませんので、そ

ういう必要性が重要視されていますけれども、一部のクリニックとか、それは個人の情報ですのでお教えできませんということはいまだにあります。非常に困っている事例もごさいます。

**津谷部会長** ありがとうございます。

時間も迫っておりますので、また第3回目の部会で話し合うということにしたいと思ひます。ただ、前回平成22年の調査で調査票回収率の向上のための方策として、様々な取組を厚生労働省は行われたということを伺っております。今回5種類の調査票があるわけですけれども、これに関しまして具体的にどのような取組をされて、その結果、前々回これは平成19年ですが、大規模調査と比べて回収率がどのように変化をしたのかという情報を、より具体的な情報があるかと思ひますので、それを整理していただいて、第3回目の部会で御報告、御説明いただくことはできますでしょうか。

その際、この回収状況について、地域別、都道府県別や政令指定都市別という観点から、可能な限りの整理をいただければ大変ありがたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、続きまして非標本誤差を解析し、集計値を補修する理論についてでございます。これについては、先ほどの御説明でも傾向スコアと呼ばれる方法を用いて分析・推計をされたということでした。具体的には、世帯票に回答しているのと、所得票には回答していない世帯について、世帯票に回答された情報をもとに所得票情報の一部であるところの所得額を推計するといった形での分析がなされたと理解をしております。

これについてさらに御質問や御意見、コメントございましたら御発言をお願いいたします。白波瀬委員、何かコメントや御質問ございますでしょうか。

**白波瀬委員** それは試みられて、その結果、特定のバイアスがあるというような結果は得られなかったということですね。

**上田室長** 幾つかの方法を試みまして、それでバイアスとしては恐らく世帯票が回収できて所得票が回収できなかったという方については、全ての推計結果はそうではないのですが、ほとんどが低めに出ています。ですから、総所得ベースで言いますと世帯票は回答したのだけれども、所得票は回答しなかった人をこの方法で使ってみると、所得が低めの人が多かったのではないかという傾向は見えただけでございますけれども、その幅がすごくありまして、平均所得で30万円下がりましたという場合もあれば、1万円ぐらい上がりましたという場合もあれば、2、3万円下がりましたという場合もありました。ですから傾向スコアというのは一通りの方法、手はなくて、幾つかの方法をトライしてみたところでは、全体としては多分下がる傾向にあるのだけれども、どれか一つをとってやれるかという、これは19年の調査結果と22年の調査結果両方を使用して試算みたところ、出方がやはりばらばらであって、その時々世帯票のサンプルとか、所得票のサンプルで差が出てくるわけでございますので、そこのところを直ちに官庁統計として、この方法を使ってやりましょうという結論は見いだせなかったというものでございます。

**津谷部会長** ありがとうございます。

廣松委員、何か御意見ございますでしょうか。

**廣松委員** あるいは中村専門委員の方が御専門かと思いますが、少なくとも傾向スコアという一つの手法、さらにそれ以外の方法も含めて検討していただいて、今、説明があったような形で安定的な結果が得られないという現状では、おそらく公表するにしても参考系列ぐらいにしかできないだろうと思います。その辺りについては今後も継続して分析等努力をしていただければと思います。

**津谷部会長** ありがとうございます。

中村専門委員、どうぞ。

**中村専門委員** 傾向スコアを用いる方法で細かいバリエーションが幾つかあって、そのうちでどれか一つを決めろと言われると難しい。それはもちろんそのとおりだと思うのですが、しかし、どういう傾向があるということは基本的には分かって、単独世帯で所得が低い世帯が回収率がより低いので、そのためにこの点を補正してやると少し所得が低くなるという話だったと思います。その傾向については傾向スコアで回収と非回収を分ける情報が恐らくそうなので、それをどう補正して所得を推計するところでいろんなバリエーションがあるのだと思いますけれども、一定の傾向が押さえられるというのは確かで、その方向にバイアスが確かにあるのだろうと思います。

ですから、廣松委員もおっしゃったように一つの方法として決めて、そのトレンドを示すとか、実際に発表した結果とは別に傾向スコアで検討した結果ではこういう傾向があるとか、そのようなコメントを報告書に記したり、あるいは将来研究ベースで利用するとき、そういう補助情報をきちんと利用できるような形で保存しておくということが必要ではないかと思います。

**津谷部会長** 白波瀬委員、どうぞ。

**白波瀬委員** 質問なのですけれども、多分中村専門委員に質問なのかもしれないのですが、これは時系列的に比較をする場合に、傾向スコアそのもののパターンなり影響度というのは違ってくると思うのですけれども、その場合の違いとかバリエーションをどういう形で操作をして、時系列的な変化という形での公表に踏み出すべきなのかというところまでいくと、この結果を今のような形でこういう傾向がありますよという脚注レベルで置いておくというのが、多分一つの妥当な線だと理解してよろしいですか。

**中村専門委員** 現実的にはそうだと思います。ある年度時点から傾向スコアの結果だけを公表したら、補正が入ったことでトレンドが変わってきてしまいますね。逆に傾向スコア等で補正しないままだと、ある意味バイアスをもったまま本当のトレンドとは逆の方向にずっと行っているかもしれないわけです。統計データとして先ほど言いましたけれども、我々の国の姿とか、そういうものがますます見えなくなっている。できる限り補正するなりして、報告書に脚注なりつけるという方法は必要なのではないかと思います。

**津谷部会長** この傾向スコアというのは医学分野でも利用されていると伺っております。もし宮川専門委員から何かこれについてもコメントがございましたら、お願いいたします。

**宮川専門委員** 私は、直接的には傾向スコアは存じ上げておりません。

**津谷部会長** 分かりました。

社会保険料等にかかる所得や性別や学歴等の属性を組み合わせた推計にかかる論点について、厚生労働省に御説明いただきましたが、推計方法は傾向スコアの推計についても色々ある。どういうふうに補正をして、どういうふうに解釈していくかということについても、これというコンセンサスというものがまだないし、今回もずっと安定した傾向というものがなかなかなく、低所得層がアンダーレプリゼントされているということ以外なかなか難しいようでございますけれども、ほかの属性からの組み合わせで簡便化して推計方法にかかるプログラムがあるということについて、厚生労働省でも整理をされているようですので、大変たくさんのお願いで恐縮ですが、もしこれについての情報がございましたら第3回目の部会で御説明をいただくことはできますでしょうか。

**上田室長** 社会保険料にかかわる所得とか性別の属性を組み合わせた推計という部分でございますか。それは先ほど資料3-2で粗方申し上げたことでございますけれども、詳細に申し上げればいろんな属性から推計するのは、実は基本計画部会のワーキンググループで樋口委員長とお話する機会がございまして、なかなか社会保険料のところが難しいのですというようなことを申し上げたら、慶應義塾大学で開発した、大変な労力がかかったプログラムがあるということをお話しいただきました。私どもとしてはそれを使わせていただければありがたいなど、今のところ心の中で思っているだけというようなことでもございますし、あと全国消費実態調査は消費実態を捉えるのがメインでございますから、所得についてはおおむねの所得をとって、そこからプログラムによって税とか社会保険料を計算しているそうでございますが、その情報をお出しいただければ私どもも検討したいというレベルのものでございます。

**津谷部会長** 分かりました。では、もうこの件については、確かに担当者にそれを報告いただくよりも、きちんとしたプログラムによって推計して、その結果が信頼性に足るものであれば報告者負担にもつながりますし、調査票の軽減、短縮にもつながるかと思えます。この点につきましては委員長にもお伺いしていきたいと思えますので、3回目の部会での御報告は結構でございます。

非標本誤差を解析して集計値を補正する理論ということでございますけれども、これは第3回目の部会に成蹊大学理工学部の岩崎学教授に審議協力者として御出席いただく予定でございます。岩崎教授は厚生労働省が前回答申の今後の課題に対応するために設置をした「国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会」、これは平成22年4月から23年3月まで5回開催された研究会ということですが、その座長を務められた方です。3回目の部会で岩崎教授からその研究の結果のまとめを御説明いただいた上で審議を行いたいと考えております。

厚生労働省にはその際、その関係の資料を御準備いただくことになるかと思いますが、よろしく願いいたします。

では、続きましてもう一つ、調査方法の見直しや平成 23 年実施予定の試験調査について話合いをしたいと思います。厚生労働省が郵送調査、先ほど上田室長も言っておられましたが、その導入や調査事項の大幅な削減、調査ルート、これは保健所と福祉事務所経由と二つルートがあるわけですが、その一元化、そして、調査期日の一元化といったことの有効性を検証するために、平成 22 年の試験調査を企画したのだけれども、予算要求が通らなかった。厳しい財政事業で断念をせざるを得なかったということの御説明がございました。ここでは厚生労働省が平成 26 年度に試験調査を実施できるように予算の確保、これは大変難しいということは重々承知をしておりますが、最大限頑張るということでございますので、23 年度に実施をできなかった企画の内容などを平成 26 年度の試験調査の企画準備に向けて活用できるものがあれば、それも有効に活用して、この試験調査をぜひ実施していただくために、この部会としてもできればお力になりたいと思っておりますので、そのためには留意すべき点など検討したいと考えております。

これにつきまして、先ほど御説明ございましたけれども、御意見や御質問、さらにはサジェスションその他ございましたら、どうぞ御発言お願いいたします。

**中村専門委員** 簡単な質問なのですがすけれども、この試験調査というのは 3 年に一度の調査の予算規模に対して、どれぐらいの規模を考えていらっしゃるのでしょうか。

**上田室長** 予算規模に対してどれぐらいということではなくて、例えば地区を 4 パターンぐらいに分けて、調査員関与と郵送で行う場合と 4 パターン。それに適正な調査数を割り当てて積算をしたのですけれども、合計が五千数百万円ぐらいの額であったと記憶しております。

**中村専門委員** それは都道府県の方も巻き込んでということだったと思うのですが、例えば調査地区としては全国規模に展開するとか、そういうことではなくて、比較的少数の都道府県にお願いするとか、そんな感じだったのでしょうか。

**上田室長** 基本的には全国区でばらして、試験調査もそうございましたけれども、全国にばらしてお願いをしておりますし、お願いしようと思っておりました。

**中村専門委員** 3 年に一度の調査は、金額的にはどれぐらいの規模なのですか。

**上田室長** 予算額は約 5 億円です。

**中村専門委員** ありがとうございます。

**津谷部会長** その他、御質問、御意見ございますか。

**廣松委員** 前に戻って単純な質問で恐縮ですけれども、資料 3-2 の 8 ページ、ウの上の回答のところで、住民基本台帳の利用可能性に関して試みようと言われた。そこがよく分からなかったのですが、住民基本台帳の編綴が世帯単位になっていないという説明がありました。そこがよく分からなかったのですけれども、具体的にそれはどういう意味ですか。

**上田室長** 台帳が一人ずつ束ねられておりまして、かなりのボリュームをめくるような形になっていまして、その中で例えば私、上田響という者がここにいました。後ろを見ると上田何がしという人がいません。ではこの人は単身かということではなくて、例えば私の妻は別のところに編綴されていたり、あるいは子供が別の箇所に編綴されていたり、まちまちな状況にあって、さらにその所番地には居住しているという選択が残してあったりするので、幾らめくってもそこにいるであろうと思う人がいないとか、台帳上存在しないとか、要するに世帯の構成員をそこからの確にまとめて把握できるか、あるいは単身は単身であるということが的確に把握できるかということについては、実際に保健所の職員にお願いしたのですけれども、それはできませんでした、と。そういう状況にありませんし、そもそも入口で、これは個人情報なのだから幾ら統計調査ということで保健所から来られても見せられません、そういうことであれば所管省庁の総務大臣が承認した書類を持ってきてくださいという状況があったということでございます。

**廣松委員** そのような対応については確かにそういうケースがあるというのを実際に聞いたこともあります。その上、台帳そのものが今の説明のようになっているというのが現状なわけですか。

**上田室長** そういうふうに私どもは聞いております。

**廣松委員** 統計を作成するときに統計調査というのは大変重要な方法であることは事実ですが、一方で行政記録情報の積極的な利用もいろんところで言われている。その意味で国民生活基礎調査に関して住民基本台帳の利用可能性というのが見えてくれば、行政記録情報の利用も進むかなと思ったのですが、現状ではなかなか今、御説明いただいたように難しいということですね、その点は理解いたしました。

**津谷部会長** ありがとうございます。

白波瀬委員、どうぞ。

**白波瀬委員** 試験調査の実施、予定されていた中身について簡単に教えていただけますか。

**上田室長** 概要でございますけれども、先ほど申し上げたように調査ルートを一元化した上で、調査員が配布して回収して審査する方法と、調査員が配布して郵送回収、無審査で行う方法、この二つのパターン。それから、調査ルートを一元化せず従来どおりとした上で、調査員が配布回収審査をする方法と、調査員が配布して原則で郵送回収、無審査行う方法の2パターン。計4パターンの方法を用いて、簡便にした調査票を集め、その中身を見てみる。それから、報告者と地方公共団体と調査員にアンケートをするということと、どれぐらいの負担になるかどうか調査員の稼働量もそこで把握をしよう、あるいはコールセンターを置きますので、コールセンターの稼働状況、コールセンターが例えば原則郵送回収にした人たちからどれぐらいの問い合わせがあって、その問い合わせの結果、調査票はどれだけ有効なものとなったかというような検証と、あとは調査事項をかなりコンパクトにしますので、その時系列が本体調査と比べてどういうふうに変わっているか、分布が

どういうふうに違っているかというようなことを、基本統計量レベルで乖離があるかないかということ、あとは当然のことながら回収率と有効な調査票の割合と、そういうものをトータルで調べようと。

**津谷部会長** 本当に途中で申し訳ございませんが、非常に細かい話になってまいりました、実はこの調査方法の見直し、そして今後の試験調査の企画につきまして、国民生活基礎調査の今後の方向性、あり方そのものにも大きな影響を与えるものと思いますので、そういった意味でも可能な限り色々な観点から議論をすることが必要かつ重要であると考えます。

このためにも、平成23年に企画をなさっていた試験調査、そしてそれによって検証しようとしていた内容、現段階で今度の平成26年の試験調査の企画に向けてさらにお考えになっていることなど、相当具体的なものがあるかと思しますので、それにつきましては厚生労働省にもう少し詳しく具体的に整理を、口頭ではなく、できれば資料で整理をしていただきまして、3回目の部会で御報告と御説明を願えますでしょうか。そのほうが建設的かつ具体的な議論ができるかと思えます。申し訳ありませんがよろしく願いいたします。

この他よろしいでしょうか。実はその次の「(2) 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘への対応状況」は時間が来ておりますので、これにつきましては次回、第2回目の部会で審議をさせていただきまして、もし宿題やお願いすることなどございましたら、そこで整理をして第3回目の部会につなぐということでお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、以上で時間が若干超過をしております。大変に熱心かつ活発な御議論本当にありがとうございます。委員の方々、そして出席者の皆様の御協力に対し、また、厚生労働省、大車輪の御説明で本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

また、今日の宿題でできませんでした「(2)の基本計画への対応」に関する審議、そして最初に金子調査官より御説明いただきました国民生活基礎調査の変更については今回御説明いただきましたが、それに関する審議を次回第2回の部会で行いたいと思えます。

次回の部会では調査票の変更、削除、追加というようなことがございますので、この関係で具体的にどのような情報が新たに提供されることとなり、どのような分析が可能になるのかといったことについても審議対象である個別事項に関する統計表、結果表の様式、これは調査事項の変更を御説明いただきましたが、などに伴い、新たに作成される結果表などもあるかと思えます。これについての確認も必要なことではないかと思えます。

厚生労働省には、大変色々なお願いをいたしますが、今回の調査事項の追加や拡充を踏まえまして、できましたらこの生活習慣の実態、これが非常に大きな見直しの目玉になっております。そして心身の状態などの関係に関する統計表、これは予定表イメージと申しますのでしょうか、それらを整理して御準備いただき、第2回の部会に御提出いただければと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、次回の部会につきまして金子調査官から御連絡をお願いいたします。

**金子調査官** 次回の部会につきましては、11月22日木曜日の10時から、場所は本日と同じ会議室で開催いたします。審議事項は今、部会長から御説明ございましたとおり、今日若干積み残しになりました基本計画課題への対応状況と、個別の調査事項の変更や調査方法の変更といったものを御審議いただきたいと考えております。

それから、本日お配りしている資料でございますけれども、委員、専門委員の皆様におかれましては必要なもののみお持ち帰りいただきまして、それ以外の資料についてはそのまま机の上に残しておいていただければ、私どもで保管いたしまして、また次回の部会の席上に御用意いたします。ただ、お持ち帰りいただいた資料は必ず次回の部会にまた御持参いただければと思います。

以上であります。

**津谷部会長** ありがとうございます。

本日の部会の結果の概要につきましては、11月28日水曜日に開催が予定されております統計委員会で私から報告をする予定でございます。なお、この結果の概要については事務局から事前にメールにて御照会をいたしますので、御対応をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の部会、若干時間がオーバーいたしました、終了とさせていただきます。長時間どうもありがとうございました。